

平成22年度熊本県介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び
情報公表事務に関する計画

1 計画の基準日

平成22年4月1日

2 計画の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 報告（介護保険法（以下「法」という。）第115条の35第1項に規定する
報告をいう。以下同じ。）の提出先

指定情報公表センター（法第115条の42第1項に規定する指定情報公表セ
ンターをいう。以下同じ。）

名称 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

住所 熊本県熊本市南千反畑町3番7号

電話番号 096-355-2424

4 報告の対象となる介護サービス及び同類型サービス区分

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）
第140条の43に規定する介護サービス

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している
場合には、一体的に報告及び調査を実施する。

また、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所について、介護
報酬支払実績額がいずれも100万円以下である旨届け出た事業所は、報告の対
象外として取扱う。

（一体的な報告・調査を行うサービス区分）

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

訪問看護、介護予防訪問看護及び療養通所介護

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護
予防認知症対応型通所介護

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び療養通所介護

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料
老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料

老人ホーム)、介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)及び介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)

特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)及び介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)

特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)、特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)、介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)及び介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)

福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護支援

介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護療養型医療施設)及び介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

5 報告の方法

報告の対象となる介護サービス事業者(法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)は、指定情報公表センターから報告書の様式を入手し、6に定める報告の提出期限までに必要事項を記入のうえ指定情報公表センターに提出する。

6 報告の対象となる介護サービス事業者及び介護サービス事業者ごとの提出期限等

別紙のとおり

7 法第115条の36第1項に規定する指定調査機関の名称等

(1) 特定非営利活動法人ワークショップいふ

住所 熊本市水前寺六丁目41番5号401

電話番号 096 - 384 - 6939

(2) NPO 法人九州評価機構

住所 熊本市上通町 3 番 15 号

電話番号 096 - 354 - 7251

(3) 財団法人総合健康推進財団

住所 熊本市二本木四丁目 10 番 1 号

電話番号 096 - 274 - 0120

8 手数料

報告の対象となる介護サービス事業者は、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）第 2 条第 1 項第 6 2 2 号の 2 及び第 6 2 3 号並びに同条例第 4 条第 1 4 項の規定により、指定された期限までに次に掲げる手数料を納付するものとする。

介護サービス情報調査事務手数料 24,000 円（1 件あたり）

介護サービス情報公表事務手数料 10,000 円（1 件あたり）

4 により、一体的に報告及び調査を実施するものについては、当該一体的報告及び調査を 1 件とみなす。

9 その他

(1) 介護サービス情報の更新の取扱い

施行規則別表第 1 に係る情報の内容に変更があった場合には、介護サービス事業者は指定情報公表センターに報告することとし、指定情報公表センターは速やかに公表することとする。

ただし、介護サービス事業者が介護保険法施行規則第 1 3 1 条、同規則第 1 3 1 条の 1 3、同規則第 1 3 3 条、同規則第 1 3 5 条、同規則第 1 3 7 条、同規則第 1 4 0 条、同規則第 1 4 0 条の 2 2 及び同規則第 1 4 0 条の 3 0 の規定による変更の届出等を行った次の事項については、県への変更の届出をもって公表情報の内容の変更を報告したものとみなす。

ア 法人等に関する情報（名称、所在地、電話番号及び F A X ）

イ 代表者に関する情報（職名及び氏名）

ウ 事業所に関する情報（名称、所在地、電話番号及び F A X ）

(2) 是正命令を受けた介護サービス事業者に係る介護サービス情報の取扱い

指定調査機関及び指定情報公表センターは、熊本県知事から、法第 1 1 5 条の 3 5 第 4 項の規定による命令を受けた介護サービス事業者に係る介護サービス情報については、熊本県知事の指示により、調査又は公表を行うこととする。

(3) 基準日以降に新たに介護サービスの提供を開始しようとする介護サービス

事業者の取扱い

1に規定する基準日以降に施行規則第140条の43に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始した翌月末日までに、施行規則別表第1に係る情報を指定情報公表センターに提出することとする。

(4) 基準日以降に休止している介護サービスの提供を再開しようとする介護サービス事業者の取扱い

休止している介護サービスの提供を再開した翌月末日までに、施行規則別表第1及び別表第2に係る情報を指定情報公表センターに提出することとする。